

技術基準適合認定手数料

(1) 技術基準適合認定審査に係る標準手数料 「適合認定」

(令和元年 8 月 1 日)

端末機器の種類	手数料の額 (円) (*9)	記号 (*8)	試験結果報告等書類(*1)の提出あり (*2)	
			単独	複合(*3)
1 アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器 (1) 電話機		A	38,000	35,000
(2) 構内交換設備又はボタン電話装置		A	50,000	48,000
① 収容回線数 1 回線			65,000	60,000
② 収容回線数 2 回線以上				
(3) 変復調装置、ファクシミリその他の端末機器		A	38,000	35,000
2 無線呼出用設備に接続される端末機器		B	36,000	30,000
3 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器		C	38,000	35,000
4 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器(*4)		D	38,000	30,000
① インタフェースの種類 1				
② インタフェースの種類 2 以上			50,000	45,000
5 インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器(*5)		E	41,000	38,000
6 インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器(*6)		F	45,000	41,000
7 端末設備等規則第9条(端末設備内において電波を使用する端末機器)のみに係る機器		D	38,000	—
8 セキュリティ基準にかかわる機器		-	10,000	20,000

(*1)「試験結果報告等書類」とは、業務規程附属書2に定める書類とします。

(*2)「試験結果報告等書類」の提出がなく、当社で端末機器の試験を行う場合は、別途試験費用を加算します。

「—」表示は、個別見積りとします。

(*3)「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認定を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体となっている申込みとします。

(*4)「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的條件等(平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類とします。

(*5)インターネットプロトコル電話端末のDE認定に係る機器は、5インターネットプロトコル電話端末の料金とします。

(*6)インターネットプロトコル移動電話端末の DF 認定に係る機器は、6インターネットプロトコル移動電話端末の料金とします。

(*7) 技術基準適合認定証書の再発行料は、5,000 円/1枚とします。

(*8) 記号とは、附属書 11 に記載の端末機器の種類の記号とします。

(*9) この手数料の料金は、端末機器の台数が 10 台以内の場合の料金とし、10 台を超える毎に同料金を加算します。

(2) 技術的条件適合認定審査に係る標準手数料 「条件認定」

(令和元年 8 月 1 日)

手数料の額(円)(*7)	記号(*6)	試験結果報告等書類(*1)の提出あり (*2)	
		単独	複合(*3)
端末機器の種類			
1 移動通信端末機器	J	75,000	61,000
2 専用通信回線設備等端末機器(*4)	L	60,000	45,000
① インタフェースの種類1			
② インタフェースの種類2以上(1種追加毎)		30,000	22,500
3 インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器	M	64,000	53,000
4 インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器	N	70,000	64,000
5 その他の通信端末機器	K	75,000	62,000
6 セキュリティ基準にかかわる機器	-	10,000	20,000

(*1)「試験結果報告等書類」とは、業務規程附属書2に定める書類とします。

(*2)「試験結果報告等書類」の提出がなく、当社で端末機器の試験を行う場合は、別途試験費用を加算します。

(*3)「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認定を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体となっている申込みとします。

(*4)「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等(平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類とします。

(*5) 技術的条件認定証書の再発行料は、5,000 円/1枚とします。

(*6) 記号とは、附属書 11 に記載の端末機器の種類の記号とします。

(*7) この手数料の料金は、端末機器の台数が 10 台以内の場合の料金とし、10 台を超える毎に同料金を加算します。

設計認証手数料

(3) 技術基準設計認証審査に係る標準手数料 「設計認証」

(令和元年 8 月 1 日)

端末機器の種類	手数料の額(円)	記号 (* 12)	試験結果報告等書類(*1)の提出あり (*2)			
			新規		一部変更(*3)	
			単独	複合(*4)	単独	複合(*4)
1 アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器(*6)(*7) (1) 電話機		A	230,000	210,000	110,000	100,000
(2) 構内交換設備又はボタン電話装置		A	340,000	330,000	80,000	64,000
① 収容回線数1回線						
② 収容回線数2回線以上			420,000	400,000	97,000	82,000
(3) 変復調装置、ファクシミリ その他の端末機器(*7)		A	230,000	210,000	110,000	100,000
2 無線呼出用設備に接続される端末機器		B	100,000	80,000	58,000	42,000
3 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器		C	240,000	220,000	125,000	110,000
4 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器(*5、*7、*10)		D	95,000	80,000	80,000	65,000
① インタフェースの種類1						
② インタフェースの種類2以上			110,000	95,000	95,000	80,000
5 インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器(*8)		E	270,000	250,000	160,000	135,000
6 インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器(*9)		F	290,000	265,000	165,000	140,000
7 端末設備等規則第9条(端末設備内において電波を使用する端末機器)のみに係る機器		D	80,000	—	70,000	—
8 セキュリティ基準にかかわる機器		-	10,000	20,000	10,000	20,000

(*1)「試験結果報告等書類」とは、業務規程附属書2に定める書類とします。

(*2)「試験結果報告等書類」の提出がなく、当社で端末機器の試験を行う場合は、別途試験費用を加算します。「—」表示は、個別見積りとしてします。

(*3)「一部変更」とは、既に認証を受けた者が当該認証に係る端末機器と重要な部分において異なる構造、機能等を有する端末機器の設計についての認証の申込みとします。

(*4)「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認証を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体となっている申込みとします。

(*5)「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的條件等(平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類とします。

(*6)電話用設備に接続される端末機器(一部変更を除く。)についてアナログ電話端末と移動電話端末の双方にまたがるときは、表に掲げる額に3万円加算します。

(*7)移動電話用設備に接続される端末機器(一部変更を除く。)の移動電話端末で複数の方式(DS/MC-CDMA,PHS等)にまたがるときは、表に掲げる額に5万円加算します。

(*8)インターネットプロトコル電話端末のDE認定に係る機器は、「5インターネットプロトコル電話端末」の料金とする。本認定に係る内線構成がある場合(一部変更を除く。)、表に掲げる額に3万円加算します。

(*9)インターネットプロトコル移動電話端末のDF認定に係る機器は、「6インターネットプロトコル移動電話端末」の料金とします。また、インターネットプロトコル移動電話端末と移動電話用端末との双方にまたがる端末(一部変更を除く。)は表に掲げる額から5万円減額します。

(*10)「WLANを除く無線設備を使用する専用通信回線設備等」にのみ接続される移動電話端末は「1移動電話端末」の料金とします。ただし、複数のインタフェースにまたがるときは、一つ目のインタフェースのみに「1移動電話端末」の料金を適用し、二つ目以降のインタフェースは「4専用通信回線設備等端末」の料金とします。

(*11) 設計認証書の再発行料は、5,000円/1枚とします。

(*12) 記号とは、附属書11に記載の端末機器の種類の記号とします。

(4) 技術的条件設計認証審査に係る標準手数料 「条件設計認証」

(令和元年 8 月 1 日)

端末機器の種類	手数料の額 (円)	記号 (*7)	試験結果報告等書類(*1)の提出あり (*2)			
			新規		一部変更(*3)	
			単独	複合(*4)	単独	複合(*4)
1 移動通信端末機器		J	266,000	224,000	175,000	132,000
2 専用通信回線設備等端末機器		L	123,000	86,000	90,000	50,000
①インタフェースの種類 1 (*5)						
②種類 2 以上(1種追加毎)			10,000	5,000	9,000	2,000
3 インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器		M	228,000	207,000	125,000	104,000
4 インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器		N	245,000	212,000	150,000	120,000
5 その他の通信端末機器		K	280,000	235,000	178,000	135,000
6 セキュリティ基準にかかわる機器		-	10,000	20,000	10,000	20,000

(*1)「試験結果報告等書類」とは、業務規程附属書2に定める書類とします。

(*2)「試験結果報告等書類」の提出がなく、当社で端末機器の試験を行う場合は、別途試験費用を加算します。

(*3)「一部変更」とは、既に認定を受けた者が当該認定に係る端末機器と重要な部分において異なる構造、機能等を有する端末機器の設計についての認証の申込みとします。

(*4)「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認定を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体となっている申込みとします。

(*5)「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等(平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類とします。

(*6) 条件設計認証書の再発行料は、5,000円/1枚とします。

(*7) 記号とは、附属書11に記載の端末機器の種類の記号とします。